

## 第2節 その他の遺言事項

## 一 法定遺言事項

法定遺言事項とは、遺言者が書くことのできる、法律で定めている遺言事項のことです。それには、次の遺言事項があります。

### 1 遺言執行を要しない遺言事項と遺言執行を要する遺言事項

遺言執行を要しない遺言事項	遺言執行を要する遺言事項
遺産分割方法の指定 相続分の指定  遺言執行者の指定 祭祀の主宰者の指定 特別受益の持戻し免除 共同相続人の担保責任の減免・加重 遺産分割の禁止 遺留分減殺順位の指定  未成年者の後見人の指定 未成年者の後見監督人の指定	遺産分割方法の指定の委託 相続分の指定の委託 遺贈  推定相続人の廃除及び廃除の取消 認知  一般財団法人設立のための寄附行為 信託の設定

### 2 相続人でもできる遺言執行と遺言執行者でないとできない遺言執行

相続人でもできる遺言執行	遺言執行者でないとできない遺言執行
遺贈	相続人の廃除 認知 遺産分割方法の指定の委託 相続分の指定の委託 処分型遺言による処分など

### 3 遺言執行者に裁量権のある遺言執行と裁量権のない遺言執行

遺言執行者に裁量権のある遺言執行	遺言執行者に裁量権のない遺言執行
遺産分割方法の指定の委託 相続分の指定の委託 処分型遺言など	相続人の廃除 認知

## 二 遺贈

### 1 特定遺贈

#### (1) 意味と効果

特定遺贈とは、特定の財産を、特定の相続人又は特定の第三者に遺贈すること、遺贈を受ける者は「受遺者」と呼ばれます。

例えば、次のような遺言です。

私は、姪の四川鮎子に、〇〇銀行〇〇支店にある普通預金の全部を遺贈する。

特定遺贈は、被相続人の死亡と同時に効力が生じ、特定遺贈の目的とされた特定の財産は何らの行為を要せずして直ちに受遺者に帰属します(最高裁平成8年1月26日判決)ので、相続人に対する遺産分割方法の指定に似ています。

下記の判例は、「特定遺贈が効力を生ずると、特定遺贈の目的とされた特定の財産は何らの行為を要せずして直ちに受遺者に帰属する」こと、及び、「遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではない」ことの理を明らかにしていますので、これらの遺贈(特別遺贈及び包括遺贈とも)、その効果が相続開始と同時に生ずる点でいうと、相続人に対する遺産分割方法の指定の効果と同じになるのです。

最高裁平成8年1月26日判決

遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合、遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者が取得した権利は遺留分を侵害する限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するところ(最高裁昭和51年8月30日判決)、遺言者の財産全部についての包括遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、

遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

特定遺贈が効力を生ずると、特定遺贈の目的とされた特定の財産は何らの行為を要せずして直ちに受遺者に帰属し、遺産分割の対象となることはなく、また、民法は、遺留分減殺請求を減殺請求をした者の遺留分を保全するに必要な限度で認め（1031条）、遺留分減殺請求権を行使するか否か、これを放棄するか否かを遺留分権利者の意思にゆだね（1031条、1043条参照）、減殺の結果生ずる法律関係を、相続財産との関係としてではなく、請求者と受贈者、受遺者等との個別的な関係として規定する（1036条、1037条、1039条、1040条、1041条参照）など、遺留分減殺請求権行使の効果が減殺請求をした遺留分権利者と受贈者、受遺者等との関係で個別的に生ずるものとしていることがうかがえるから、特定遺贈に対して遺留分権利者が減殺請求権を行使した場合に遺留分権利者に帰属する権利は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないと解される。そして、遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々に掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではないからである。

以上によれば、原審の適法に確定した前記の事実関係の下において、被上告人が本件不動産に有する24分の1の共有持分権は、遺産分割の対象となる相続財産としての性質を有しないものであって、被上告人は、上告人に対し、右共有持分権に基づき所有権一部移転登記手続を求めることができ、また、上告人の不法行為によりその持分権を侵害されたのであるから、その持分の価額相当の損害賠償を求めることができる。

この判例は、遺贈も、遺産分割方法の指定と同じく、相続開始と同時に遺産が受遺者に移転していることを明らかにしていますが、その具体的な権利移転の方法として、遺贈は遺言執行を必要とするのに対し、遺産分割方法の指定は、それを要しないという違いがあります。

## (2) 特定遺贈は遺言執行が必要

前述のとおり、特定遺贈は、遺言執行が必要です。

その遺言執行は、相続人全員ですることになります。

しかしながら、相続人が遺贈の遺言執行をしてくれるかどうかは、そのときになってみないと分かりません。

そのため、法は、遺言執行者制度を設けています。

東京地裁平成24年1月25日判決は、「遺言執行者は、遺言事項によっては、相続人との利害対立や相続人間の意見不一致、一部の相続人の非協力などによって、公正な遺言の執行が期待できない場合があるため、適正迅速な執行

の実現を期して指定される」ものであると判示しているところです。

要は、遺贈は、遺言執行者がいる場合は遺言執行者がし、遺言執行者がいない場合は相続人全員でするのです。

なお、遺言書で遺贈の遺言条項を書く場合、次のような付随的な条項も書かれることが多いようです。

遺言執行者は、貸金庫の開披、内容物の受領、預貯金の払戻し、解約その他この遺言の執行に必要な一切の権限を有するものとする。また、遺言執行者に、その事務の全部又は一部を、第三者に委任し、あるいは代行させる権限を付与する。

### (3) 特定遺贈における遺言執行者の権利と義務

特定遺贈の場合は、下記の民法の条文のすべてが適用になります。

(相続財産の目録の作成)

第1011条 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。

(遺言執行者の権利義務)

第1012条 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

第1013条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

(特定財産に関する遺言の執行)

第1014条 前3条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

(遺言執行者の地位)

第1015条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

すなわち、遺言執行者は、受遺者に遺贈する財産(これが「民法1014条にいう「特定の財産」のことです。))についてのみ、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければなりません(民法1011条)。

相続人に相続財産目録を交付するのは、遺言執行の妨害をさせないため(民法1013条)、遺言執行の対象となる財産を知らせるのです。逆にいうと、相続財産目録に書かれていない遺産は、遺言執行者の管理する遺産ではないので、相続人が自由に処分(遺産分割)してもいいということを知らせるためともいえ

ます。

そして、遺言執行者は、自ら管理し遺言執行すべき遺産について(民法1014条)、遺言執行をすることになります。(民法1012条)。

### 遺言執行の法律効果

遺言執行者がした遺言執行の効果は、相続人に帰属します。

民法1015条の「遺言執行者は、相続人の代理権とみなす。」との規定は、この趣旨の規定です。

### 不動産についての遺言執行

特定遺贈の対象が不動産の場合、受遺者への所有権移転登記手続と不動産の引渡しは、遺言執行としてなされます。

遺言執行としての所有権移転登記手続は、遺言執行者がいれば遺言執行者が、遺言執行者がいなければ相続人全員が、受遺者との共同申請でなされます。

遺言執行者がいる場合、遺言執行者は、遺贈の対象になった財産を、受遺者に引き渡す義務がありますので、相続人がそれを占有しているときは、相続人に対しその引渡しを請求できます(東京地裁昭和51年5月28日判決)。

遺言執行者が不動産について遺言執行をしない場合、受遺者が所有権移転登記手続を請求できる相手方は、遺言執行者になります(最高裁昭和43年5月31日判決)。

#### 最高裁昭和43年5月31日判決

特定不動産の遺贈を受けた者がその遺言の執行として目的不動産の所有権移転登記を求める訴において、被告としての適格を有する者は遺言執行者に限られるのであつて、相続人はその適格を有しないものと解するのが相当である。

(大審院昭和15年2月13日判決参照)。

なお、遺言書に遺言執行者の指定がなされていない場合は、受遺者は、家庭裁判所に対し、遺言執行者の選任を求められます(民法1010条)。

## 【コラム — 相続人への「遺贈」で「相続」登記が可能か？】

### (i) できると税金が安くなる

通常、相続人へ遺産を「相続させる」ときは、「相続させる」という遺言を書くのですが、「遺贈」と書くこともできます。その効果は、遺産の移転という点では同じですが、遺産が不動産の場合、登録免許税が違ってきます。

すなわち、「遺贈」を原因として所有権移転登記(遺贈登記)の登録免許税は、課税標準額の1000分の20であるのに対し、「相続」を原因とする所有権移転登記(相続登記)であれば、1000分の4になるという違いがあり(平成29年6月時点)、5倍もの違いがあります。

そこで、問題です。

ここに、遺言者が、「遺言者はその所有に属する遺産全部を包括して遺言者の長男甲に遺贈する。」との遺言書を残して亡くなりました。

この場合、甲は、この遺言によって取得した不動産につき、登録免許税が高くなる遺贈登記ではなく、登録免許税が安くなる相続登記にすることは許されるのでしょうか？

### (ii) 許されないとの法務局判断

仙台地裁平成9年8月28日判決の事案では、法務局はこのような相続登記の申請は違法であるとして、登記の申請を却下しました。

遺言書に「遺贈」と書いている以上、「相続」登記はできないという判断です。

### (iii) 許されるとした地裁判決例

同判決は、遺言の解釈にあたっては、文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探究すべきものである。この件の遺言者は、全財産を長男甲に取得させるために、「包括して遺贈する」という言葉を使っただけであり、遺贈と相続の違いについて特別認識していたわけではない。遺贈登記と相続登記によって登録免許税の額に差異が生ずるとするならば、遺言書の文言如何にかかわらず、相続人たる甲に有利な方法を選択したものと推認することができる。したがって、遺言者の真意は、「包括して遺贈する」というものではなく「相続させる」というものである。したがって、法務局が、相続登記の申請を却下した行為は違法であるので取り消す、と判示しました。

#### (iv) 許されないとの控訴審高裁判決

前記3の判決の控訴審判決(仙台高裁平成10年1月22日判決)は、次のように判示し、「遺贈する」と書かれた遺言書で「相続」登記はできないと判示しました。

仙台高裁平成10年1月22日判決

遺言の解釈に当たっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言書において表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨（遺言者の真意）を探求すべきものではあるが、遺言という意思表示の解釈問題である以上、まず重視すべきは遺言書の文言であることはいうまでもない。これを本件についてみると、その文言上は包括遺贈であることが一義的に明らかであり、疑問を容れる余地はない。

この点につき、被控訴人は、包括遺贈として本来民法が予定しているのは相続人以外の者に対する場合で（民法990条）、相続人に対する包括遺贈は、すべて相続分の指定と解すべきである旨主張するが、民法は相続人に対するものであっても包括遺贈を認めていると解されるので（民法903条1項）、右主張は、その前提を欠くといわなければならない。もっとも、包括遺贈には、対象となる遺産についてその全部を遺贈するもの（全部包括遺贈）と一定の指定割合を遺贈するもの（割合的包括遺贈）とがあり、それぞれの法的性質を異にするものと考えられるのであるが、本件遺言は、遺言書の記載上全部包括遺贈であることが明らかである。そして、全部包括遺贈は、受遺者に対し、遺産分割手続を経ることなく直ちに物権的に権利取得の効果を生じさせるものであって、その実質は、対象となる遺産を個々の掲記する代わりに、これを包括的に表示するものと解され、いわば特定遺贈の集合体であるといえることができるから（最高裁平成8年1月26日判決参照）、相続人に対する全部包括遺贈をもって相続分の全部指定と見るのは相当でない。被控訴人の右主張は、採用できないというべきである。



## 2 包括遺贈

### (1) 意味と効果

包括遺贈とは、割合的遺贈のことです。

文例

<p>包括遺贈の例1</p> <p>私は、甥の甲山乙助に全財産を遺贈する。 (この場合は、甲山乙助は、債務も全部承継することになります。)</p>
<p>包括遺贈の例2</p> <p>私は、甥の甲山乙助に全財産の3分の1を遺贈する。 (この場合は、甲山乙助は、債務のうち3分の1を承継することになります。)</p>

包括遺贈とは、文例1のような相続財産の全部（「全部包括遺贈」の場合）又は文例2のような相続財産の一定割合（「割合的包括遺贈」の場合）を、受遺者に与える遺贈です。

その効果は、民法990条が「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。」と規定していますので、相続人と同じ立場に立って、遺産分割にあずかることができる地位につくことです。

### (2) 包括遺贈と特定遺贈の違い

包括遺贈と特定遺贈の大きな違いは、特定遺贈は債務を承継させないが、包括遺贈は債務まで相続させることです。

民法990条は「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。」と規定していますので、「義務」まで承継するのです。

この点で注意すべきことがあります。

それは遺言書を見て、特定遺贈であると思っても、実態において包括遺贈だと判断されると、債務も承継することになることです。

すなわち、高松地裁昭和32年12月11日判決は、「私は、土地・建物、家財道具一切を挙げてXに遺贈する。」と書かれた遺言につき、「遺贈が包括遺贈であるかどうかは、遺言に用いた文言、その他諸般の事情から遺言者の意思を解釈して決定すべきものであるところ、右認定の諸般の事情から判断すれば遺言者浅井茂世は自ら浅井分家の単身女戸主であるところよりこれを絶家とする意思で本件土地を含む一切の財産を本家である浅井玉恵（戸主）に包括遺贈したものと認めるのが相当である。」と判示しました。

この事件で、遺贈が特定遺贈とされるときは、受遺者は債務を承継することはありませんが、包括遺贈とされたため、債務の全部を承継することにな

りました。

ですから、全財産を遺贈されても、喜んでよいかどうかは考えものです。

### (3) 包括受遺者と相続人との違い

民法990条は「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。」と規定していても、包括受遺者には、相続人との違いもあります。

ア) その一は、包括遺贈に関しては、代襲相続は発生しないことです。

相続人の場合は、遺言者が死亡し相続が開始した時点で、第1順位の子がすでに死亡していて、その子に子(孫)がいる場合、あるいは、第3順位の兄弟姉妹が死亡していてその兄弟姉妹に子(甥・姪)がいる場合は、子や兄弟姉妹の相続分は、孫や甥・姪が代襲相続します。

しかしながら、包括遺贈の場合は、民法994条1項で「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。」とされていますので、包括受遺者に子がいても、その子が受遺者になることはないのです。

イ) その二は、保険金受取人に指定された「相続人」には、包括受遺者は含まれません。

次の判例がその理を明らかにしています。

最高裁昭和40年2月2日判決

所論（筆者注：上告理由のこと）は、原判決の法令違反を主張するけれども、原判決が、本件養老保険契約において、当事者が保険金受取人を相続人と定めたことにつき、右相続人とは保険金請求権発生当時の相続人を指定したものであつて、本件包括受遺者たる控訴人（上告人）を指定する趣旨ではない旨認定したことを非難するに帰するものである。

……本件養老保険契約において保険金受取人を単に「被保険者またはその死亡の場合はその相続人」と約定し、被保険者死亡の場合の受取人を特定人の氏名を挙げることなく抽象的に指定している場合でも、保険契約者の意思を合理的に推測して、保険事故発生の際において被指定者を特定し得る以上、右の如き指定も有効であり、特段の事情のないかぎり、右指定は、被保険者死亡の際における、すなわち保険金請求権発生当時の相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいいわゆる他人のための保険契約と解するのが相当であつて、前記大審院判例の見解は、いまなお、改める要を見ない。そして右の如く保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、

被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。然らば、他に特段の事情の認められない本件において、右と同様の見解の下に、本件保険金請求権が右相続人の固有財産に属し、その相続財産に属するものではない旨判示した原判決の判断は、正当としてこれを肯認し得る。原判決に所論の違法は存せず、所論は、ひつきよう、独自の見解に立つて原判決を非難するものであつて、採るを得ない。

ウ) その三は、遺贈登記手続をするには遺言執行が必要になる点です。ただし、包括遺贈の場合に相続人又は遺言執行者がする遺言執行は、不動産についての所有権移転登記手続などに限られます。

広島高裁岡山支部昭和52年7月8日決定は、遺言者が、遺産全部をAに遺贈するという遺言を書いて、亡くなった後、Aから遺言執行者の選任の申立てをした事件で、原審の岡山家庭裁判所が、全部の財産の包括遺贈の場合、遺言者が死亡すると同時に、遺贈の効力が発生するとともに全遺産は受遺者に移転するから、遺言の執行という観念を容れる余地がないとして、遺言執行者の選任の申立てを却下したのに対し、「遺贈による不動産の取得登記は、判決による場合を除き、登記権利者たる受遺者と登記義務者たる相続人又は遺言執行者との共同申請によるべきであるから、右登記義務の履行については、遺言の執行を必要とする」として、遺言執行者選任の申立てを却下した原審判を取り消しました。

また、東京地裁平成13年6月26日判決は、割合的包括遺贈のケースで、割合的包括遺贈を定めた遺言の効果は、受遺者が相続人と遺産共有関係になったことで実現しており、後は遺産分割の手続が残るだけで、遺言執行者にはこれらの財産を管理の権限はない。遺言執行者は、不動産の所有権移転登記手続をすることができるだけである、と判示しています。

### 三 相続人の廃除（遺言執行者による遺言執行が必要な遺言事項）

#### (1) 意味と効果

推定相続人の廃除遺言は、「推定相続人（相続が開始した時に相続人になる者）を、相続人でなくする遺言のことです。

民法892条が「被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、」被相続人（遺言者）は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができますが、遺言で廃除することもできます。

遺言書で推定相続人の廃除を書いておくと、遺言者が亡くなった後、遺言執行者から家庭裁判所に対して、相続人の廃除を申し立てることになります。

遺言による相続人の廃除は、遺言執行者が必ず、家庭裁判所に請求してしなければなりません（民法893条）。

#### 遺言執行者の義務違反の場合

遺言執行者が、廃除請求をしない場合は、他の相続人等利害関係人は、遺言執行者を任務懈怠により解任請求することができます（民法1019条1項）。

#### 相続人廃除の効果

家庭裁判所で、相続人廃除の審判がなされ（確定すると）、当該相続人は相続人としての権利（遺留分権利者としての権利）を失います。

ただし、廃除された相続人は、相続人にはなれませんが、その子は代襲相続人になれます。

民法887条1項が、「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は相続人欠格事由があるとき、若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。」と規定しているからです。

#### 遺言文例

第1条 長男〇〇は、お金の無心を繰り返し、遺言者がお金を渡さないときは、遺言者をしばしば侮辱し、遺言者が病気で寝ているときに足蹴にして暴行を加えるなど虐待を続けているので、長男を相続人から廃除する。

#### (1) 手続（裁判所での審理）

裁判所は、当該相続人に廃除理由があるかどうかを審理しますが。廃除理由は通常は遺言書に書いているはずですが、遺言書に書いていない場合でも裁判所は職権をもって広く廃除理由の有無について事実調査と証拠調べをし

なければなりません（第22回南関東家事審判官協議会決議昭和31年9月20日家  
月8巻7号）。

#### 四 遺言執行者が必ず遺言執行をしなければならない認知

##### (1) 意味と効果

認知とは、父が非嫡出子との間に親子の関係を築く意思表示のことです。

認知は、父が自らの意思表示である「任意認知」と、子が訴訟を起こして裁判所に父の子と認めてもらう「強制認知」があります。

また、父がする任意認知には生きている間にする「生前認知」と遺言である「遺言認知」があります。

裁判で認知してもらう強制認知は、父が生きている間にする「生前認知」と父の死後訴訟を起こして認知してもらう「死後認知」があります。

##### (2) 遺言執行者の職務

遺言による認知は、遺言執行者が遺言執行としてします。

(3) 認知された子の相続分と遺産分割 認知された子の相続分は、嫡出子と同じ割合です。その割合で遺産分割に参加できるのです。しかしながら、認知された時すでに遺産分割が終わっている場合は、遺産分割のやり直しを求めることはできません。

その場合は、価額請求ができます。

民法910条が「相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。」と定めているからです。

認知された子の相続分に相当する「価額」を請求できるだけになります。

##### ア) 価額の基準日

認知された非嫡出子が価額を請求する場合の価額とは、いつの時点の価額か？

また、価額請求権について、いつから遅延損害金の請求ができるか？については、下記の判例があります。

最高裁平成28年2月26日判決

相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して民法910条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は、価額の支払を請求した時であると解するのが相当である。

なぜならば、民法910条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産

の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものであるところ、認知された者が価額の支払を請求した時点までの遺産の価額の変動を他の共同相続人が支払うべき金額に反映させるとともに、その時点で直ちに当該金額を算定し得るものとするのが、当事者間の衡平の観点から相当である。といえるからである。・・・

また、民法910条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は、期限の定めのない債務であって、履行の請求を受けた時に遅滞に陥ると解するのが相当である。

イ) 被相続人に債務があった場合、価額請求権から債務は控除すべきか？

負債は控除できません。

負債を控除しなくとも、非嫡出子は、負債も法定相続分の割合で相続し、債権者へ支払う義務があるのですから、ここで、債務を控除する必要はなく、仮に、この時点で相続人のうちの誰かが負債を全額すでに弁済しておれば、そのうちの非嫡出子の負担分については清算を求めることができる（不当利得返還請求権の行使）ので、負債を控除する必要はないからです（福岡高裁昭和54年12月3日判決）。

ウ) 価額請求権はいつまで行使できるか？

5年で消滅時効にかかりますので、5年間です。

すなわち、遺産分割請求権は消滅時効にかかりませんが、遺産分割が終了した後です。認知を受けた非嫡出子がする価額請求は、消滅時効の対象になります。

その期間は、認知されたときから5年間です。

民法884条前段で「相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。」との規定があることから、これに準じて5年間とされているのです。